

預金名義人の親族が代理人として行った預金の払戻請求 (東京高判平成27年7月16日、原判決取消、請求棄却、上告・上告受理申立て)

数野 昌三

実践女子大学人間社会学部

1. 事実の概要

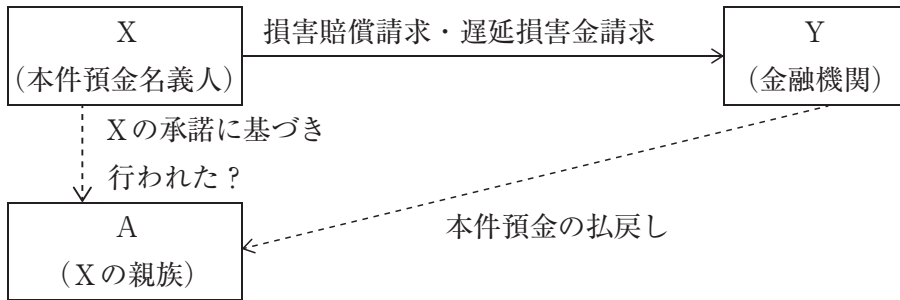
Xは、Yの前身である金融機関に普通預金口座（以下、本件口座という。）を開設した。Xは、昭和16年生まれであり、平成13年、60歳にて定年退職した。XとXの娘Aは同居していたが、平成24年3月30日、自宅が火事に遭い、借家住まいとなり別居した。Aは、週に1回程度X宅を訪問し、XはAの要望に応じ、本件口座から生活費を送金していた。本件口座には、同年4月12日に保険金が1,450万円、同年6月8日に共済金が1,180万円、それぞれ振り込まれ、以後、同年8月14日にまでの同口座の残額は2,100万円を超えていた。

なお、本件口座の通帳、印鑑、キャッシュカード、パスポート等は、X宅の鍵のかかるキャビネットにまとめて保管されていたが、鍵は力を入れて引くと壊れて開いてしまう状態であった。

Xは、平成24年8月14日、知人の法事に出席するため外泊した。

その翌日である8月15日、Aは、Yの窓口担当者に対して運転免許証を提示し、払戻請求書に押印し、本件払戻請求を行った。窓口担当者は、印影と届出印の印影を照合し、Aにキャッシュカードの暗証番号を入力してもらい確認した。

その後、払出しの検閲担当者は、Aが持参した通帳がその口座のものであるか、印影の同一性、キャッシュカードの暗証番号を知っているかを確認した。そして、窓口担当者から来店者と名義人との関係、Xが来店できない理由、資金用途は火災に遭った自宅の建て替えのため、現金支払を希望との報告を受けた。そして、通帳の履歴から、XからAへの送金があること、保険や共済からの入金のあること、前日から当日にかけてキャッシュディスプレイによる複数回の現金引出しのあることを確認したが、窓口担当者に対して、Aに直前に現金を引出した意図を確認するよう促したり、Xに直接、払戻し意思を確認するよう指示したり、自らこれを確認することはしなかった。そして、同日、2,082万円（以下、本件預金という。）が現金にて払戻された。



上記につきXは、A（2審におけるYの補助参加人）が窃取したXの通帳等を持参して本件口座から現金を引出したのは、Yが消費寄託契約における払戻しに際しての注意義務を怠り払戻したからであるとして、消費寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償として払戻金2,080万円およびこれに対する遅延損害金をYに請求した。

これに対してYは、本件払戻しはXがAに依頼したことによるもので、Xの承諾に基づき行われたものであること。そして、Aは、通帳と印鑑、キャッシュカードを持参し、暗証番号まで知っており、Aが正当な払戻権限者であると判断したのであり、Yに過失はなく、免責特約ないし民法478条の要件を満たすものであると主張した。

2. 原審 東京地判平成26年8月21日（金融・商事判例1453号56頁）

Aは、Xの真正な預金通帳、印鑑、キャッシュカードを持参し、暗証番号を利用して払戻しをしており、これらの事実は、XがAに本件払戻しをする意思を表示する権限を付与していたことをうかがわせるような事実に当たり、かつ、上記事実を確認してした払戻しは、預金債権の準占有者に対する払戻しにあたるものと思われる。

しかし、AがXのキャッシュカードを持参し、その暗証番号を知っていたとしても、本件においては、AがYの窓口担当者にした説明（火災に遭った自宅の建て替えのための建築資金であること。）を前提として、払戻し直前のキャッシュディスプレイによる多数回の現金引出しを含む本件口座の履歴を総合してみれば、AがXの預金の払戻しを請求する正当な権限者ではないと疑うべき特段の事由があるといえるにもかかわらず、Aに正当な権限があると信じて払戻したYの担当者は、金融機関として業務上合理的に要求される程度の注意義務、すなわち、Aの先行する不自然な現金引出しにつき疑義を抱くこともなく、Aに対し、その意図を確認したり、Xの払戻意思を直接確認するなどの本件状況に応じて必要な確認措置を加えることなく、そのまま払戻したのであるから、Y担当者は、金融機関として業務上合理的に要求される程度の注意義務を尽くしたとは認めがたく、Yには過失があるというべきであると判示し、Yに対しXからの損害賠償金2,080万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを容認した。

これに対しYは、原審判決を不服として控訴した。

3. 控訴審判決 東京高判平成 27 年 7 月 16 日（金融・商事判例 1475 号 40 頁）

本件払戻しが、Xの承諾に基づき行われたか否かについて、当審におけるYの補助参加人Aに対する証人尋問の結果等により次の事実が認められる。

Xの娘Aは、平成24年8月14日より前に、Xから本件口座からの預金全額の引出しを依頼され、その方法として、①窓口に行く前に様々な場所のATMから合計100万円を引き出すこと、②窓口で引出すときはYの支店に行くことを指示された。そして、預金の引出しに必要な通帳等は、Xの自宅に置いておき、Xが留守にしている間に、自宅に入って、これを受け取ることとされた。Aが自宅に入ると、机の上に封筒があり、その中に、本件口座の通帳、届出印、キャッシュカード及び暗証番号を書いた付箋紙が入っていた。そこに書かれた暗証番号は、Xの誕生日等容易に推知することのできるものではなかった。Aは、同日、通帳等を受け取ると、Xの指示に従い、コンビニエンスストアのキャッシュディスプレイ等で8回に分けて同日中に合計50万円の引出しを行い、同月15日、Yの支店に行く前に4回に分けて合計50万円の引出しを行った。その後、Aは、Yの支店に行き、自分の身分を証明する書類として運転免許証を示し、窓口での質問に対し、Xとは親子であり、「出張」で来店することのできないXに代わり来たこと、資金用途は「火災にあった家屋の建直しの費用」などと答えた。この答を受けてYの支店の窓口担当者は、Xの取引履歴中に、Aあての送金があること、保険金の振込みや共済からの振込みがあることを確認した。そして、Aが持参した印鑑と届出印との照合により一致が認められただけでなく、Aは、キャッシュカードの暗証番号も正しく入力した。

Xは、Aが通帳等を窃取したと主張し、本件口座から金銭を引出すことをXからAが依頼されていたならば、Yの支店の来店前に、深夜、短時間に複数回の引出しをするはずがないと主張する。

しかし、Aが通帳等を窃取したのであれば、引き出し行為時の不正発覚の危険を避けるために、1回の引出しで限度額まで現金を引き出そうとするはずであり、短時間に複数回の引出しをすることはかえって不自然であり、短時間に複数回の引出しを行ったのも、Xの指示によるとするAの供述は信用することができる。以上の認定事実を総合すれば、本件払戻しがXからAに対する依頼によるもので、Xの承諾に基づいて行われたと推認することができる。

つぎに、Yの注意義務違反の有無について、免責特約では、持参した印鑑による印影と届出印が相違しないことまたは届け出られた暗唱と入力した暗唱が一致することのいずれかがあれば預金の払戻しについてYの免責が認められる。また、免責特約に定められた以外の事実について検討すると、窓口では、来店前の取引履歴は把握できるが、時刻は分からず、実際AがATMを操作した否かを履歴から割り出せないのだから、Aに問い質していなくとも、Yの注意義務違反とはいえないのだから、民法478条の弁済として有効となる要件を備えている。したがって、いずれの観点からもXが主張する消費寄託契約上の債務不履行の事実は認められないのであり、Xの請求は理由がなく、原判決を取消し、Xの請求を棄却すると判示した。

4. 本件の問題点

第一に、本件払戻しが、預金名義人であるXの承諾に基づくものであったか否か。第二に、Yの注意義務違反の存否についてである。

第一の問題点につき、原審は直接言及することはなく、通帳履歴から保険や共済からの入金履歴があること、前日から当日にかけてキャッシュディスペンサーによる複数回の現金引き出しがあることを確認したが、Aに対して現金を引き出した意図を確認するよう促したり、Xに直接、払戻意思を確認するよう指示したりしなかったとし、第二の問題点について判断しており、Xによる承諾はなされていなかったものと判断しているように思われる。

しかし、控訴審判決は、本件払戻しは、Xの承諾に基づく払戻しであり、XはAに対し本件口座から金員を引き出すために、本件口座の通帳、印鑑及びキャッシュカードを交付し、暗証番号を教えていたのであって、AがXの通帳等を窃取して預金を引き出したものではないとしている。したがって、第一の問題点に関し、原審と控訴審判決では判断を異にしている。これは、専ら事実認定の問題であるが、控訴審は、Aの持参した印鑑と届出印との照合が認められたことやAはキャッシュカードの暗証番号も正確に入力していた。これらの事実に加え、AがXの通帳等を窃取したのであれば、引き出し行為時の不正発覚の危険を避けるために、1回の引き出しで限度額まで現金を引き出すとすることはなく、短期間に複数回の引き出しをすることはかえって不自然であり、短期間に複数回の引き出しを行ったのも、Xの指示によるとする補助参加人であるAの供述は信用することができると判示した。

この点、盗難された預金通帳および印鑑により、同一日に2回に分け払戻しがなされた事案に関してではあるが、通帳等を窃取するなど不正に取得した者にとっては、払戻請求を複数回に分けた方が犯行が発覚する可能性が高まるとした事例（東京高判平成16年9月30日金融・商事判例1206号45頁）があり、共通した判断であると思われる。

次に、第二の問題点である金融機関としての注意義務違反の存否についてである。この点、払戻請求書に押印された印影と届出印の印影との照合に関し、特段の事情のない限り、両眼によるいわゆる平面照合の方法をもってすれば足りるにしても、金融機関としての銀行の照合事務担当者に対して社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意をもって慎重に事を行うことを要し、かかる事務に習熟している銀行員が右のごとき相当の注意を払って熟視したならば肉眼をもってしても発見し得るような印影の相違が看過されたときは、銀行側に過失の責任があるものというべきであるとした判例がある（最判昭和46年6月10日民集25巻4号492頁）。ただし、払戻請求者が正当な受領権限を有する者ではないと疑念を生じさせる特段の事情がある場合には、印影照合のほか、別途本人確認等を行う必要があり、これらを怠れば債務不履行責任あるいは不法行為責任を負わねばならないとする判例も存在する（釧路地判平成24年10月4日金融・商事判例1407号35頁）。

このことにつき原審は、本件払戻し直前のキャッシュディスペンサーによる多数回の現金引出しを含む本件口座の履歴を総合してみれば、特段の事由が認められると判断した。しかし、控訴審では、窓口では、来店前の取引履歴は把握できるが、取引時刻は不明であり、実際にAがATM等

を操作したか否かを履歴から割り出せないのであり、Aに対して問い質していないとしてもYに注意義務違反があるとはいえないと判断している。したがって、控訴審においては、特段の事情はないと判断していると思われる。

親族等による預金の払戻しが問題となっているケースが少なくないと思われる現在、本件は、金融機関による本人への意思等を確認すべき範囲を示す事案として実務上参考になると思われる。

